

(別添)

財政状況等一覧表（平成18年度）

(百万円)

団体名 由布市

標準財政規模 (A)	臨時財政対策 債発行可能額 (B)	合計 (A) + (B)
9,272	558	9,830

1 一般会計及び特別会計の財政状況（主として普通会計に係るもの）

(百万円)

	歳入	歳出	形式収支	実質収支	地方債現在高	他会計からの 繰入金	備考
一般会計	16,381	15,813	568	464	17,300	16	
公共用地先行取得事業特別会計	4	4	0	0	0	4	
普通会計	16,381	15,813	568	464	17,300	16	基金か558,223千円繰入

2 1以外の特別会計の財政状況（公営企業を含む公営事業会計に係るもの）

(百万円, %)

	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	<法適用以外> 形式収支	純損益 (実質収支)	企業債(地方 債)現在高	他会計からの 繰入金	<法適用企業> 経常収支比率	<法適用企業> 不良債務	<法適用企業> 累積欠損金	備考
水道事業会計	529	519	-	10	2,912	47	102.7	0	0	法適用企業
簡易水道事業特別会計	(歳入) 255	(歳出) 246	9	(実質収支) 9	1,169	95	-	-	-	
湯布院健康温泉館事業特別会計	(歳入) 134	(歳出) 129	5	(実質収支) 5	540	104	-	-	-	
公共下水道事業特別会計	(歳入) 17	(歳出) 16	1	(実質収支) 1	189	15	-	-	-	
農業集落排水事業特別会計	(歳入) 112	(歳出) 111	1	(実質収支) 1	934	86	-	-	-	基金から2百万円繰入
国民健康保険特別会計	(歳入) 3,869	(歳出) 3,618	251	(実質収支) 251	0	371	-	-	-	
老人保健特別会計	(歳入) 4,747	(歳出) 4,754	7	(実質収支) 7	0	377	-	-	-	
介護保険特別会計	(歳入) 2,819	(歳出) 2,758	61	(実質収支) 55	7	382	-	-	-	

- (注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法を適用している公営企業である。
 2. 法適用企業に係るもの以外のものについては、「総収益」、「総費用」、「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」、「歳出」、「実質収支」を表示している。
 3. 不良債務及び累積欠損金は、正数で表示している。

3 関係する一部事務組合等の財政状況

(百万円, %)

	歳入 (総収益)	歳出 (総費用)	<法適用以外> 形式収支	実質収支 (純損益)	地方債(企業 債)現在高	当該団体の 負担割合	<法適用企業> 経常収支比率	<法適用企業> 不良債務	<法適用企業> 累積欠損金	備考
大分県退職手当組合	3,593	3,554	39	39	0	12.6	-	-	-	
大分県消防補償等組合	349	347	2	2	0	9.0	-	-	-	
由布大分環境衛生組合	578	528	50	50	0	92.2	-	-	-	
大分県市町村会館管理組合	52	49	3	3	0	-	-	-	-	
大分県後期高齢者医療広域連合	27	25	2	2	0	0.9	-	-	-	

4 第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(百万円)

	経常損益	資本又は 正味財産	当該団体か らの出資金	当該団体か らの補助金	当該団体か らの貸付金	当該団体か らの債務保証に 係る債務残高	当該団体か らの損失補償に 係る債務残高	備考
由布市土地開発公社	0	22	13	3	0	208	0	
(社)大分県農業農村振興公社	9	1,510	13	4	0	0	0	県所管三セク
(社)大分県林業公社	0	26	1	7	0	0	0	県所管三セク
(財)大分県産業創造機構	9	2,176	0	0	0	0	0	県所管三セク

- (注) 損益計算書を作成していない民法法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を記入している。

5 財政指数

財政力指数	0.47	実質収支比率(%)	5.0
実質公債費比率(%)	14.8	経常収支比率(%)	94.9

- (注) 実質公債費比率は、平成19年度の起債協議等手続きにおいて用いる平成16年度から平成18年度の3カ年平均である。

(別添)

主な財政用語の解説

実質収支比率	実質収支の額の適否を判定する指標です。 実質収支額が黒字の場合は正数、赤字の場合は負数で表されます。 $\frac{\text{実質収支(歳入 - 歳出 - 翌年度に繰り越すべき財源)}}{\text{標準財政規模}} \times 100\%$
経常収支比率	人件費、扶助費、公債費等の経常経費に、地方税、地方交付税、地方譲与税を中心とした経常一般財源がどの程度充当されたかを見る指標で、この比率が低いほど、普通建設事業費等の臨時経費に充当できる一般財源があり、財政構造が弾力性に富んでいることになります。 $\frac{\text{経常経費充当の一般財源額}}{\text{経常一般財源総額 + 臨時財政対策債 + 減税補てん債}} \times 100\%$
実質公債費比率	起債制限比率に、公営企業の元利償還金に対する繰出金などを加え、実質的な公債費の負担状況を示すもので、この指標が18%を超える場合、地方債の発行にあたり県知事の許可が必要になります。 $\frac{(\text{公債費充当一般財源額} + \text{公営企業公債費相当繰出金} + \text{公債費に準じる債務負担行為} - \text{災害復旧事業費等に係る基準財政需要額} - \text{事業費補正算入額})}{(\text{標準財政規模} + \text{臨時財政対策債発行可能額} - \text{災害復旧費等に係る基準財政需要額} - \text{事業費補正算入額})} \times 100\%$ の3ヶ年平均値
財政力指数	地方交付税法の規定により算定した基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3カ年間の平均値。